

市 町 村 行 財 政 の 状 況

(市町村職員の給与等について)

(平成17年度)

高知県企画振興部市町村振興課

担当：行政班 益井 三木 電話：088-823-9313

目 次

1	人件費の状況	・・・	P 1
2	職員数及び平均給料の状況	・・・	P 3
3	給与水準について	・・・	P 5
4	給料表について	・・・	P 7
5	「わたり」の状況について	・・・	P 9
6	高齢層職員の昇給制度について	・・・	P 11
7	退職手当の状況	・・・	P 13
8	昇格、昇給基準等について	・・・	P 15
9	初任給の状況	・・・	P 16
10	一律的な昇給短縮について	・・・	P 17
11	諸手当について	・・・	P 18
	(参考) 一部事務組合の職員数の状況	・・・	P 20

地方公務員の給与決定に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

(1) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義

「給与は、条例で定めなければならず、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されることとなります。

イ 職務給の原則

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

ウ 均衡の原則

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告がベースとなって定められています。

(2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

市町村職員の給与等について

1 人件費の状況

(1) 人件費の総額

平成16年度の市町村の人件費は、約810億円となっており、平成15年度より県全体で2.1%の増となっています。

これは、高知市が高知県高知市病院組合への派遣職員の人件費を普通会計で支出したことによるもので、この分を除くと対前年比2.8%の減となります。

減の主な要因としては、給与制度の適正化や職員数の減少などが考えられます。

(2) 決算額に占める人件費の割合

歳出決算額（普通会計）に占める人件費の割合は、県全体で20.6%となっており、町村は全国平均20.2%（平成16年度）よりもやや低くなっていますが、市の平均は21.1%と全国平均を上回っています。また、町村においても人件費比率の高い団体と低い団体との格差が顕著になっています。

（最高 ... 27.9%、最低 ... 10.8%）

この格差は、ごみ処理や特別養護老人ホームの運営、消防などを一部事務組合に任せているところと、自らの市町村で行っているところでは職員数が大きく異なりますし、人件費には退職手当が含まれていますので、退職する職員数によって変動しますことから、単純に構成費だけでは比較できない面もあります。

しかし、人件費は、「人件費 = 給与単価 × 職員数」で算出されますので、給与水準が高い市町村や職員数が多い市町村では、人件費の占める割合が相対的に高くなる傾向にあります。

(3) 人件費の財政上の課題

人件費は、歳出全体に占める割合が大きく、しかも義務的な経費です。地方税収入や普通交付税などの経常的に収入される一般財源のうち人件費に充当される一般財源は約3割を占めています。歳出規模の抑制や公共事業をはじめとする様々な事業の見直しが必要とされているなかで、人件費についても、給与水準や制度の運用のあり方など内容の詳細な分析を行い、積極的に公表するなど、住民の理解と納得のもとで適正に運用されることが求められています。

「一部事務組合」とは……

ごみ処理や特別養護老人ホームの運営など、市町村が行うべき特定の業務を複数の市町村が共同で処理することにより、事務処理の効率化等を図るため設置される地方公共団体の組合

人件費の状況（平成16年度市町村普通会計決算見込み）

（単位千円、％）

	人件費			うち職員給			歳出に占める構成比	経常収支比率（人件費）
	16年度	増減額	増減率	16年度	増減額	増減率		
高知市	26,812,636	3,859,471	16.8	19,130,474	2,484,125	14.9	18.8	24.3
室戸市	2,513,813	114,071	4.3	1,767,884	90,951	4.9	23.2	36.7
安芸市	2,893,517	393,817	12.0	1,842,802	186,556	9.2	24.6	31.8
南国市	4,107,429	268,279	6.1	2,859,835	127,297	4.3	23.5	28.9
土佐市	2,843,520	270,215	8.7	1,933,248	38,547	2.0	24.3	32.4
須崎市	2,892,237	225,805	8.5	1,753,603	90,261	4.9	22.1	28.4
中村市	3,773,395	105,447	2.7	2,582,559	91,636	3.4	25.3	34.9
宿毛市	2,801,047	50,893	1.8	1,873,646	26,717	1.4	24.7	33.3
土佐清水市	2,787,519	349,141	11.1	1,877,509	171,522	8.4	27.7	33.8
東洋町	539,675	18,555	3.3	340,318	3,292	1.0	23.4	32.3
奈半利町	532,534	2,554	0.5	310,143	7,584	2.4	20.7	27.6
田野町	420,796	19,101	4.8	235,931	8,283	3.6	21.1	23.3
安田町	464,605	25,850	5.3	284,223	11,702	4.0	19.5	26.6
北川村	360,719	9,213	2.6	205,450	7,681	3.9	19.3	27.0
馬路村	403,337	6,674	1.7	245,991	617	0.3	23.2	32.1
芸西村	484,391	30,500	5.9	295,636	7,166	2.4	19.5	27.4
赤岡町	554,010	9,017	1.7	332,569	3,984	1.2	20.5	36.6
香我美町	782,024	22,455	3.0	478,799	4,202	0.9	25.8	33.0
土佐山田町	1,714,796	29,857	1.7	1,122,886	45,323	3.9	23.8	30.2
野市町	1,140,366	65,673	5.4	742,253	13,667	1.8	20.6	26.4
夜須町	563,332	11,425	2.0	336,120	7,686	2.2	25	32.3
香北町	709,030	14,950	2.1	406,657	22,997	5.4	16.9	27.8
吉川村	390,099	21,435	5.2	212,118	16,634	7.3	20.6	33.6
物部村	654,348	37,825	6.1	370,790	10,350	2.7	21.1	32.5
本山町	631,382	15,477	2.4	381,182	13,303	3.4	20.5	26.3
大豊町	719,483	431,505	37.5	465,541	196,157	29.6	16.1	19.8
土佐町	705,423	16,478	2.3	441,423	3,792	0.9	19.3	26.4
大川村	221,184	50,654	18.6	100,777	26,434	20.8	14.2	33.3
池川町	487,342	1,783	0.4	290,660	2,705	0.9	20.2	30.5
春野町	1,371,597	30,794	2.3	922,638	13,539	1.4	23.8	31.2
吾川村	533,486	24,532	4.8	304,923	650	0.2	18.3	28.6
いの町	2,273,306	12,692	0.6	1,488,785	38,153	2.6	14.4	24.5
中土佐町	935,071	138,371	12.9	621,525	47,172	7.1	24.7	34.6
佐川町	960,967	9,942	1.0	601,894	1,825	0.3	15.3	21.4
越知町	872,866	4,398	0.5	544,766	16,382	2.9	19.8	28.2
窪川町	1,429,574	112,170	7.3	943,237	53,383	5.4	20.2	25.8
檮原町	636,775	40,123	6.7	343,001	2,884	0.8	10.8	18.7
大野見村	367,483	16,967	4.4	215,571	8,505	3.8	19.3	33.1
仁淀村	497,965	3,793	0.8	293,920	697	0.2	19.1	35.3
日高村	654,250	23,872	3.5	422,092	6,502	1.5	18.7	30.0
津野町	1,076,266	48,750	4.7	634,976	11,620	1.9	17.9	29.2
佐賀町	765,461	57,745	8.2	482,506	28,993	6.4	27.9	36.4
大正町	589,926	28,840	5.1	368,987	16,644	4.7	17.8	25.3
大方町	1,226,044	106,110	8.0	813,928	43,781	5.1	25.3	33.4
大月町	1,193,078	34,026	2.9	771,186	23,579	3.2	27.7	35.4
十和村	753,352	62,086	7.6	454,571	29,299	6.1	20.2	33.8
西土佐村	662,721	53,020	7.4	422,994	24,608	5.5	19	28.0
三原村	391,778	46	0.0	227,468	1,053	0.5	21.2	32.5
市計	51,425,113	2,533,413	5.2	35,621,560	1,737,732	5.1	21.1	27.6
町村計	29,670,842	862,234	2.8	18,478,435	495,768	2.6	19.7	28.5
市町村計	81,095,955	1,671,179	2.1	54,099,995	1,241,964	2.3	20.6	28.0

経常収支比率（人件費）：経常的に人件費に充当された一般財源の額が、経常的に収入される一般財源の合計額に占める割合。

2 職員数及び平均給料の状況（平成17年4月1日現在）

(1) 職員数の推移

市町村の職員数は、10,480人となっていますが、ここ数年減少傾向が続き、昨年と比べても509人減少しています。

市町村では、主に退職不補充による定員の削減を行い、臨時職員での対応をするなど、総じて減少傾向にあります。

また、複数の市町村が共同して事務処理を行うために設けた一部事務組合などが45組合（広域連合含む）あり、職員数は1,951人と昨年度と比べて391人増加しています。この増加の主な原因は、県立中央病院と高知市民病院の統合に伴い職員が移管したことによります。

この一部事務組合は、市町村の本来業務を別の組織に任せている訳ですから、実質的な市町村の職員の総数は、両方を足した12,431人となります。

（「一部事務組合の職員数の状況」は、20ページに参考として掲載しています。）

(2) 職員の平均給料

職員に毎月支払われる平均的な給料月額は、平均年齢が42.3歳で、320,570円となっており、昨年と比べ、平均年齢は若干高くなり（0.4歳）、給料月額が低く（6,031円）なっています。給料月額の低下要因としては、17市町村（H17.1.1現在）で財政難を理由とした職員給与の抑制が行われていることが主な要因です。

市町村の職員の年齢構成や職種の違いなどにより、単純な比較は出来ませんが、傾向としては、市部が高く、中山間の町村が低い傾向にあります。

「給与」とは……

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額は給料より高くなる。

「全職種」とは……

一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職、臨時職など全ての職種

「一般職」とは……

全職種から教育職を除いた職種

「臨時職員」とは……

地方公務員法では、臨時職員は最大12月までしか雇用できないこととされていますが、この資料では、この12月を超えて雇用している職員の数を示している。

職員数及び平均給料の状況（平成17年4月1日現在）

市町村	総職員数			職員区分別				全職種合計 平均給料	一般職計 平均給料	一般行政職			
	平成	平成	増減	一般職員	うち技能 労務職員	教育 公務員	臨時 職員			円	円	円	歳
	17年	16年											
高知市	2,985	3,392	407	2,903	541	82		325,300	323,900	334,300	43.00		
室戸市	295	306	11	295	18			332,400	332,400	335,400	44.07		
安芸市	334	350	16	334	38			312,900	312,900	310,900	41.00		
南国市	484	503	19	474	51	10		336,000	336,000	341,200	44.09		
土佐市	537	549	12	535	65		2	314,500	315,100	330,700	42.01		
須崎市	307	333	26	307	46			334,000	334,000	329,000	42.10		
中村市	591	607	16	562	67		29	339,400	338,800	340,700	43.11		
宿毛市	359	368	9	359	56			348,100	348,100	358,700	44.04		
土佐清水市	358	372	14	356	59		2	339,000	339,700	347,000	44.04		
市計	6,250	6,780	530	6,125	941	92	33	328,728	328,087	328,718	43.04		
東洋町	65	67	2	61	4		4	302,600	313,300	312,700	42.09		
奈半利町	62	65	3	58	9	4		288,900	289,600	293,500	40.07		
田野町	43	48	5	37	2	6		279,100	282,500	275,300	38.02		
安田町	61	64	3	61	6			262,500	262,500	269,100	37.06		
北川村	41	44	3	41	2			266,000	266,000	273,600	38.00		
馬路村	45	46	1	45				317,800	317,800	331,100	42.09		
芸西村	66	69	3	62	4	4		295,800	296,400	301,900	39.11		
赤岡町	58	60	2	58	1			335,300	335,300	329,700	41.08		
香我美町	91	95	4	84	8	7		314,700	316,300	336,100	42.10		
土佐山田町	229	235	6	229	14			299,200	299,200	289,400	38.11		
野市町	151	153	2	141	11	10		315,200	316,400	324,700	41.08		
夜須町	68	71	3	65	1	3		299,700	299,100	293,800	38.06		
香北町	91	95	4	91	6			277,200	277,200	281,100	37.10		
吉川村	44	45	1	44				337,200	337,200	330,900	41.11		
物部村	67	76	9	67	3			291,900	291,900	290,800	37.06		
本山町	170	176	6	170	5			308,200	308,200	284,200	38.02		
大豊町	107	108	1	107	24			293,400	293,400	299,900	41.10		
土佐町	90	90	0	90	11			305,600	305,600	300,100	40.01		
大川村	26	25	1	26	1			303,800	303,800	310,000	41.08		
池川町	59	60	1	55	4	4		295,400	289,700	293,800	39.02		
春野町	175	184	9	174	16		1	351,900	352,500	354,400	43.11		
吾川村	77	80	3	77	2			312,800	312,800	306,100	39.11		
いの町	528	351	177	507	52	12	9	297,300	298,800	317,600	41.08		
中土佐町	122	123	1	122	13			320,700	320,700	310,300	41.10		
佐川町	228	234	6	228	14			305,500	305,500	313,300	42.03		
越知町	117	120	3	108	13	4	5	300,800	307,300	314,700	39.11		
窪川町	195	203	8	195	30			300,700	300,700	296,100	39.07		
梶原町	121	127	6	96		7	18	287,600	293,900	280,000	37.05		
大野見村	39	43	4	39				279,500	279,500	283,800	40.00		
仁淀村	59	60	1	59	2			310,200	310,200	317,200	41.08		
日高村	72	75	3	72	8			335,400	335,400	329,900	42.02		
津野町	118	141	23	109	2	9		322,000	320,100	320,300	43.04		
佐賀町	96	97	1	96	15			328,200	328,200	324,400	41.11		
大正町	78	82	4	75	4	3		345,100	345,400	339,300	41.06		
大方町	145	150	5	145	19			328,300	328,300	333,900	40.10		
大月町	187	197	10	187	34			320,700	320,700	332,500	45.08		
十和村	88	97	9	87	13	1		330,500	329,800	322,700	42.00		
西土佐村	103	105	2	103	12			307,800	307,800	315,500	42.08		
三原村	48	48	0	48	3			328,400	328,400	342,100	45.00		
町村計	4,230	4,209	21	4,119	368	74	37	308,532	300,926	309,249	41.00		
県計	10,480	10,989	509	10,244	1,309	166	70	320,576	317,166	320,407	42.03		

臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月（1年）を超える職員

平成16年度中に合併をした団体（高知市・いの町・津野町）の平成16年総職員数は、旧団体の職員数を合計した数字

3 給与水準について

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

これは、職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、比較する方法です。

(1) ラスパイレス指数の状況

平成12年4月1日現在では、12市町村が国以上の高い水準（100.0以上）にありましたが、平成16年同時期では県内すべての市町村で100を切っており、県内全体の指数で見た場合でも、ここ5年連続して低下しています。

このことは、各市町村において給与の適正化に向けた取り組みや財政難による給与抑制措置が行われてきた結果で、市・町村の平均値はいずれも全国平均を下回っています。

(2) 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準を基に、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等により判断するものですが、少なくとも議会・住民の納得と支持が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

*「ラスパイレス方式」とは・・・

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回ることとなります。

給与水準について（ラスパイレス指数）

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	対前年比
高知市	101.5	101.1	100.8	100.3	98.4	1.9
室戸市	101.7	101.9	100.6	97.5	95.5	2.0
安芸市	96.7	97.0	97.7	97.2	94.6	2.6
南国市	101.1	99.8	99.3	99.6	97.7	1.9
土佐市	100.0	99.5	99.5	98.5	95.7	2.8
須崎市	99.4	99.7	99.5	99.5	92.8	6.7
中村市	102.1	101.2	100.7	99.9	97.7	2.2
宿毛市	100.6	100.4	99.3	98.6	96.6	2.0
土佐清水市	98.9	98.7	98.1	97.6	94.6	3.0
市 計	100.8	100.5	100.0	99.6	97.1	2.5
東洋町	95.5	95.8	95.7	96.1	93.7	2.4
奈半利町	95.5	94.7	96.0	94.7	92.1	2.6
田野町	94.9	95.1	94.7	96.1	91.6	4.5
安田町	94.9	95.4	95.0	94.5	93.0	1.5
北川村	97.0	96.5	95.6	94.8	94.1	0.7
馬路村	98.4	98.1	99.6	98.6	97.9	0.7
芸西村	96.9	95.7	95.0	94.3	92.6	1.7
赤岡町	101.7	101.4	98.6	98.1	98.2	0.1
香我美町	102.0	101.6	99.7	97.5	96.0	1.5
土佐山田町	93.8	92.7	92.8	92.0	90.6	1.4
野市町	98.9	98.7	100.1	97.4	96.0	1.4
夜須町	98.1	98.3	96.2	97.2	95.1	2.1
香北町	96.3	96.0	95.4	95.0	92.0	3.0
吉川村	100.2	101.6	100.6	102.0	94.9	7.1
物部村	97.1	95.9	97.0	97.7	94.1	3.6
本山町	101.6	101.7	99.8	90.3	87.1	3.2
大豊町	94.8	94.4	93.3	92.4	89.6	2.8
土佐町	97.2	97.9	99.0	96.8	94.4	2.4
大川村	91.5	92.2	89.7	90.4	88.3	2.1
池川町	92.6	92.9	92.7	93.4	91.0	2.4
春野町	98.5	98.2	98.8	98.8	95.7	3.1
吾川村	95.4	95.5	93.6	92.9	91.6	1.3
いの町	-	-	-	-	-	-
中土佐町	98.2	97.5	96.9	97.6	90.5	7.1
佐川町	92.5	92.0	92.2	92.9	88.8	4.1
越知町	95.4	95.3	96.0	96.7	93.7	3.0
窪川町	97.5	97.9	96.2	94.8	93.5	1.3
梶原町	93.6	92.9	92.3	94.3	91.5	2.8
大野見村	94.8	95.2	95.5	94.2	92.8	1.4
仁淀村	93.1	93.1	93.0	93.0	91.6	1.4
日高村	100.4	100.0	101.9	99.4	96.8	2.6
津野町	-	-	-	-	-	-
佐賀町	97.3	97.6	98.0	94.7	93.7	1.0
大正町	98.4	97.5	97.8	98.1	97.0	1.1
大方町	100.8	99.7	100.5	101.0	98.5	2.5
大月町	94.8	95.4	95.8	93.7	90.9	2.8
十和村	96.3	95.9	96.1	96.4	94.7	1.7
西土佐村	97.7	96.0	95.8	94.9	93.0	1.9
三原村	93.7	94.1	92.9	92.6	92.6	0.0
町村計	96.4	96.0	95.9	95.0	92.8	2.2
県 計	98.9	98.5	98.2	97.6	95.1	2.5
全国市計	101.7	101.4	101.2	100.7	98.2	2.5
全国町村計	96.2	96.1	96.0	95.7	93.7	2.0

高知市のH 1 6指数に旧鏡村、旧土佐山村の職員分は含まれていません。
 また、いの町・津野町はH 1 6年度中に新設合併された団体のためデータはありません。
 市計・町村計・県計のH 1 6指数は旧団体も含めた加重平均値になっています。

4 給料表について(一般行政職の場合)

(1) 国の給料表に準じた給料表の設定

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数個の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国の給料表が民間給与との均衡を図って設定されていることから、**原則として国の給料表を適用することが望ましいとされています。**

(2) 給料表の標準的な級数

給料表の級数は、市町村の組織の規模などから級数が決定されることとなりますが、一般行政職に関する給料表の標準的な級数は、市は8級制(国の1~8級対応)、町村は7級制(国の1~7級対応)とされています。

(3) 給料表の設定状況

市町村の給料表の級数は、高知市の10級を最高に9級~6級まで設定されています。

給料表の適正化は進んでいるものの、給料表の構造で国の給料表への**継ぎ足し**が4市町村(須崎市・土佐清水市・佐賀町・西土佐村)、**合成給料表**にしているものが2市(須崎市・土佐清水市)ありました。

市のうち、2市が6級制の給料表となっておりますが、国の9級までの給料表を6級に圧縮した形で合成した合成給料表となっており、実質は9級制の給料表です。合成による給料表は、職務と責任に応じたものであるべき昇格制度を歪め、実質的な昇格を可能とすることから、職務の級の原則に照らしても適当ではありません。

(4) 適正化の状況

12市町村(土佐市・宿毛市・馬路村・赤岡町・香我美町・吉川村・土佐山田町・土佐町・春野町・日高村・大方町・大月町)が国と同じ給料表(8級)に見直しを行っています。

また、西土佐村については合併後の四万十市においてはH17.4.10に、土佐清水市についてはH17.7.1にそれぞれ国と同じ給料表(8級)に見直されています。

【給料表の見方】

「**継ぎ足し**」とは・・・

継ぎ足しとは、国の給料表の級ごとの最高額を超えて月額給料区分を定めることです。通常、昇給には12ヶ月の経過が必要ですが、その級の最高額から更に昇給する場合等には18ヶ月または24ヶ月の経過が必要となるため、この昇給期間が延伸されることを回避するためのものです。

「**合成給料表**」とは・・・

国の給料表は、職員の職務と責任に応じて区分されています。合成給料表の場合国の給料表の2つ以上の級を合成して1つの級にした給料表ですので、昇格の要件を満たさなくても実質的な昇格・昇給ができるようになります。

給料表について(一般行政職の場合)

区 分	級 数					給料表の構造							
						実質的な国対応の最高級				国と同じ		国と異なる	
	6級	7級	8級	9級	10級	7級	8級	9級	10級	全く同じ	継ぎ足しあり	継ぎ足しあり	継ぎ足しなし
高知市													
室戸市													
安芸市													
南国市													
土佐市													
須崎市													
中村市													
宿毛市													
土佐清水市													
市 計	2	0	4	2	1	0	4	4	1	7	0	2	0
東洋町													
奈半利町													
田野町													
安田町													
北川村													
馬路村													
芸西村													
赤岡町													
香我美町													
土佐山田町													
野市町													
夜須町													
香北町													
吉川村													
物部村													
本山町													
大豊町													
土佐町													
大川村													
池川町													
春野町													
吾川村													
いの町													
中土佐町													
佐川町													
越知町													
窪川町													
禰原町													
大野見村													
仁淀村													
日高村													
津野町													
佐賀町													
大正町													
大方町													
大月町													
十和村													
西土佐村													
三原村													
町 村 計	0	0	39	0	0	0	39	0	0	37	2	0	0
市町村計	2	0	43	2	1	0	43	4	1	44	2	2	0

土佐清水市については、H17.7.1付けで合成・継足部分を廃止し国と全く同じ給料表(8級)に是正しています。

(注) : H16是正

5 「わたり」の状況について（一般行政職）

「わたり」とは、給与決定にあたり、その職務に対応する級よりも上位の級に格付け、給与を支給することをいいます。

給与決定にあたっては、条例・規則で定めている級別職務分類表に基づき、それぞれの役職に応じて職務の級が決定されています。

「わたり」はそれに基づかない給与決定で条例・規則に反した運用となりますが、全ての市町村において条例・規則に沿った運用がされています。

ただ、職務分類表の役職が不明確な場合には、「わたり」は必ずしも条例・規則に反した運用とはなりませんが、職務給の原則に反することになりますので、是正が必要です。

なお、国の給料表の級を合成した給料表（例えば8級制を6級制にしているもの）を用いている市町村についても、国においては昇格が必要とされる級へ、昇格することなく位置付けられるような構造になっていることから、これも実質的な「わたり」といえます。

国においては、本省の課長補佐の職務に対応する級を7級としていますが、各市町村における国の7級相当以上の職員の構成は右表のとおりです。

級別職務分類表に基づき給与決定をしている市町村であっても、7級相当以上の職員の構成比が高い市町村にあっては、級別職務分類表の職務分類が妥当性を欠いている可能性があります。

昨年、わたり職員のいた3市町村（高知市・芸西村・土佐山田町）でわたりが解消されています。また、主事わたりのあった土佐市においても級別職務分類表の見直しにより解消されています。

一般行政職給料表級別職員数

区 分	総職員数	左のうち実質的な国 7 級相当以上					構成比
		計	7 級相当	8 級相当	9 級相当	10 級相当	
	人	人	人	人	人	人	%
高知市	1,412	566	423	98	28	17	40.1
室戸市	172	52	33	19			30.2
安芸市	145	80	42	21	17		55.2
南国市	213	95	56	17	22		44.6
土佐市	150	61	42	19			40.7
須崎市	184	105	68	23	14		57.1
中村市	230	105	81	24			45.7
宿毛市	183	84	64	20			45.9
土佐清水市	162	105	87	18			64.8
市 計	2,851	1,253	896	259	81	17	43.9
東洋町	38	13	6	7			34.2
奈半利町	37	15	8	7			40.5
田野町	27	8	2	6			29.6
安田町	44	10	6	4			22.7
北川村	32	10	4	6			31.3
馬路村	31	12	7	5			38.7
芸西村	47	14	10	4			29.8
赤岡町	42	19	11	8			45.2
香我美町	48	21	13	8			43.8
土佐山田町	132	37	18	19			28.0
野市町	79	25	12	13			31.6
夜須町	48	13	6	7			27.1
香北町	61	11	5	6			18.0
吉川村	29	13	9	4			44.8
物部村	51	10	4	6			19.6
本山町	63	21	21				33.3
大豊町	66	8	4	4			12.1
土佐町	56	21	13	8			37.5
大川村	18	3	2	1			16.7
池川町	47	12	6	6			25.5
春野町	95	55	42	13			57.9
吾川村	48	10	4	6			20.8
いの町	198	57	30	27			28.8
中土佐町	71	19	7	12			26.8
佐川町	95	24	12	12			25.3
越知町	64	20	13	7			31.3
窪川町	114	29	19	10			25.4
梶原町	50	7	4	3			14.0
大野見村	31	5	3	2			16.1
仁淀村	46	13	7	6			28.3
日高村	52	21	14	7			40.4
津野町	83	17	7	10			20.5
佐賀町	58	21	12	9			36.2
大正町	44	15	6	9			34.1
大方町	73	37	28	9			50.7
大月町	78	51	40	11			65.4
十和村	51	15	10	5			29.4
西土佐村	53	10	3	7			18.9
三原村	33	6	4	2			18.2
町村計	2,333	728	432	296	0	0	31.2
計	5,184	1,981	1,328	555	81	17	38.2

6 高年齢職員の昇給制度について

現行の地方公務員の給与体系は、職務給の原則をもとに組み立てられていますが、実際の給料表の体系及び運用においては年功序列型の性格が強いため、高年齢職員の給与について以下のような問題が指摘されています。

民間においては、年功型の賃金体系が見直されつつあり、高年齢従業員の賃金水準を抑制し、若年・中堅層従業員へ重点的に賃金の配分を行っている。

しかしながら、公務員の場合は、年功的な要素が強い給与体系となっていることから、高年齢職員における官民給与のバランスが崩れている。

わたりなど市町村独自の運用や高年齢職員の昇給制度が国と異なっていることなどにより、の問題を拡大させている。

このため、国においては、高年齢職員の昇給制度として、一定年齢(一般行政職：55歳)を超える職員は、特別な場合を除き昇給させない措置を平成11年4月1日から導入しています。

なお、国においては本年の人事院勧告を受け、勤務成績に基づく昇給制度の導入に伴い、H18年度から55歳昇給停止措置に替えて、昇給幅の抑制措置となる予定です。

(1) 運用の状況

県内で国と同じ内容の制度を設けていない市町村はありませんが、佐川町では条例を制定しているものの施行がされていません。

市町村間で比較した場合、この制度の有無によって、給料月額に格差が生じるだけでなく、結果的に退職手当の額に大きな格差が生じることとなります。

給与に関する諸原則を遵守するうえでも、早急に運用を開始することが求められています。

(2) 適正化の状況

中村市(現在の四万十市)・吾川村(現在の仁淀川町)で国と同じ制度の導入を行っています。

高齢層職員の昇給制度について

(一般職の制度状況)

区 分	制度有り						制度なし
	国と同じ	56歳延伸 57歳停止	56歳延伸 58歳停止	58歳停止	56歳延伸	60歳延伸	
高知市							
室戸市							
安芸市							
南国市							
土佐市							
須崎市							
中村市							
宿毛市							
土佐清水市							
市 計	9	0	0	0	0	0	0
東洋町							
奈半利町							
田野町							
安田町							
北川村							
馬路村							
芸西村							
赤岡町							
香我美町							
土佐山田町							
野市町							
夜須町							
香北町							
吉川村							
物部村							
本山町							
大豊町							
土佐町							
大川村							
池川町							
春野町							
吾川村							
いの町							
中土佐町							
佐川町							
越知町							
窪川町							
梶原町							
大野見村							
仁淀村							
日高村							
津野町							
佐賀町							
大正町							
大方町							
大月町							
十和村							
西土佐村							
三原村							
町 村 計	38	0	0	0	0	0	1
計	47	0	0	0	0	0	1

(注) : 是正団体

佐川町については、昨年度国と同じで記載していましたが、条例が未施行であったため制度なしとなっています。

7 退職手当の状況

退職手当は、長期勤続者に対する勤続報償という観点から設けられた制度で、県内全市町村で制度が設けられています。

手当の額は、その職員の退職日における給料月額に、その退職事由（自己都合、勸奨、定年）及びその勤続期間に応じて算出した月数を乗じて算出されます。

各市町村とも、退職事由・勤続期間に応じた支給率の設定及び加算などは国と同じですが、基礎となる給料月額の取扱い（退職時に特別昇給させること）が市町村により異なっています。

(1) 退職時の特別昇給について

退職時の特別昇給は、一定期間以上勤続して退職する場合に上位の号給に昇給させる制度で、国はH16.5.1から廃止しています。

県内のほとんどの市町村では、国に準じて制度の廃止を行っていますが、下記の6市町村で制度が残っていました。

中村市・池川町・吾川村・佐川町・仁淀村・三原村

(2) 退職時予定特別昇給について

退職時予定特別昇給は、退職を予定している者を退職前の一定時期に上位の号給に昇給させる制度ですが、県内で現在行われている市町村はありません。

(3) 適正化の状況

退職時の特別昇給については、上記6市町村を除く42市町村で既に廃止されています。

また、中村市は合併後の四万十市において、池川町・吾川村・仁淀村は合併後の仁淀川町においてそれぞれ廃止し、佐川町においてはH17.4.2に、三原村においてはH17.11.25に廃止しています。

退職手当の状況

(退職時特別昇給等の最大昇給号給数)

区 分	退職時 特別昇給の号給	退職予定 特別昇給の号給	退職時・予定特昇をあわせた 昇給の号給
国	-	-	-
高知市	-	-	-
室戸市	-	-	-
安芸市	-	-	-
南国市	-	-	-
土佐市	-	-	-
須崎市	-	-	-
中村市 1	1	-	1
宿毛市	-	-	-
土佐清水市	-	-	-
東洋町	-	-	-
奈半利町	-	-	-
田野町	-	-	-
安田町	-	-	-
北川村	-	-	-
馬路村	-	-	-
芸西村	-	-	-
赤岡町	-	-	-
香我美町	-	-	-
土佐山田町	-	-	-
野市町	-	-	-
夜須町	-	-	-
香北町	-	-	-
吉川村	-	-	-
物部村	-	-	-
本山町	-	-	-
大豊町	-	-	-
土佐町	-	-	-
大川村	-	-	-
池川町 2	1	-	1
春野町	-	-	-
吾川村 2	1	-	1
いの町	-	-	-
中土佐町	-	-	-
佐川町 3	1	-	1
越知町	-	-	-
窪川町	-	-	-
梶原町	-	-	-
大野見村	-	-	-
仁淀村 2	1	-	1
日高村	-	-	-
津野町	-	-	-
佐賀町	-	-	-
大正町	-	-	-
大方町	-	-	-
大月町	-	-	-
十和村	-	-	-
西土佐村	-	-	-
三原村 4	1	-	1

- 1 合併後の四万十市においてH17.7.1～廃止済み
- 2 合併後の仁淀川町においてH17.8.1～廃止済み
- 3 H17.4.2～廃止済み
- 4 H17.11.25～廃止済み

8 昇格、昇給基準等について

職員の初任給や昇格、昇給については、条例に基本的な考え方や基準が定められており、規則でさらに詳細で具体的な基準が定められています。

(1) 級別職務分類表について

級別職務分類表とは、「職務給の原則」に基づき、職務の内容と責任の度合に応じて給料表の各級の職務区分を定めたもので、個々の職員の給料の級を決定するための根本となるものです。

例えば、給料表が1級～8級までの8級制であるとする、8級は課長の職務、7級は課長補佐の職務、5～6級は係長の職務など具体的な職名を定めて職員の給料の級を決定することになります。

県内全ての市町村で条例又は規則により制定されていますが、例えば「課長補佐及びこれに相当する職務」のようにしているものは、「職務給の原則」をより明確にさせるためにも、具体的な職名で定めるべきです。

(2) 最高・枠外号給の昇給期間について

職員の給料が、各職務の級の最高号給にある場合や最高号給を超える号給にある場合は昇給期間を延伸し、国では、その期間を最高号給からの昇給は18月、最高号給を超える号給からの昇給は24月と定めています。

中村市（現在の四万十市）は国と同じ規定の内容ですが、実際には規定より短い期間（12月）で運用により昇給させています。

このように条例・規則に反した運用については、早急に是正することが必要です。

(3) 適正化の状況

級別職務分類表については、土佐市・芸西村・土佐山田町・大方町の4団体で級別職務分類表を「職務の級の原則」に沿った内容に見直し、春野町では級別標準職務表を定めています。

9 初任給の状況（一般行政職について）

(1) 初任給について

初任給は、県内の48市町村全てが、国と同じ又は下回る基準となっています。

大学卒 170,700円（もしくは160,200円）

高校卒 138,800円

ただし、民間企業などで勤務実績のある場合には、その経験年数により、初任給は異なります。

(2) 初任給の調整方法

初任給の給料月額を決定する際に、採用前の民間企業などでの経験年数を反映させるための調整方法で、国では、経験年数のうち5年までを12月で、5年を超える年数は18月で除した数を号給に加えます。

現在国を上回る調整を行っている市町村はありません。

(3) 新規採用者に係る昇給期間の短縮について

新規採用後、全員が1年以内に昇給期間の短縮を行っている団体は、馬路村（大学卒の者のみ実施）のみとなっています。

通常、条例では、昇給について、現在の給料月額を受けようになった時から12月を良好な成績で勤務したときに1号上に昇給させることができる普通昇給と、職員の勤務成績が特に良好である場合に、その12月を短縮して昇給させることができる特別昇給があります。

しかしながら、これらの市町村による新規採用者の短縮措置は、新規採用者を一律に12月に満たない期間で昇給させるものであり、条例に基づく普通昇給でも特別昇給でもない独自の運用による昇給ですから、給与決定に関する基本原則に反した取扱いとなっています。

(4) 適正化の状況

窪川町では、初任給の調整方法を国と同じに改めています。また、南国市では、新規採用者に係る昇給期間の短縮を取り止めています。

10 一律的な昇給短縮について

特別昇給は、職員の勤務成績が特に良好である場合に、普通昇給以外で特別に、昇給期間を短縮させたり、上位の号給に昇給させようとするものですが、勤務成績に関わらず、特定の要件の者に対して行っている市町村があります。

特別昇給は、勤務成績が特に優秀な者や公務への貢献が顕著な者に対して行うもの、一定期間以上勤続して退職する者に対して行うものがあり、県内では、全ての市町村において制度が導入されています。

実際の運用の状況をみると、勤務成績に関係なく、新規採用者や一定の号給に達した者に対して一律に昇給期間を短縮させている市町村が3市町村あります。

(実施市町村)

高知市、春野町、西土佐村

これら市町村では、早急に本来の趣旨に沿った適正な運用に改めることが求められますし、条例や規則に根拠がない運用も「給与条例主義」からみて適当ではありませんので、早急に是正することが必要です。

適正化の状況

土佐市・宿毛市・香我美町・土佐山田町・吉川村・本山町・大正町・大方町・大月町の9市町村で一律的な昇給短縮や特別昇給の運用を廃止しています。

西土佐村においては、合併後の四万十市で運用が廃止されています。

春野町においても、H17年度限りで運用を廃止しています。

11 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当などがあります。

このうち、市町村において国と異なる内容、支給額となっている主な手当は次のとおりです。

(1) 住居手当

一定額を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員（持ち家職員）に支給されます。

三原村を除く47市町村が制度を設けていますが、次の市町村が国と異なる内容となっております。

（単位：円）

区 分	持 ち 家 の 場 合		
	取得後5年以下	5年超	支 給 対 象 者
国	2,500	なし	世帯主のみ
高知市、土佐清水市	年数に関係なく一律 2,500		世帯主のみ
須崎市	年数に関係なく一律 3,500		世帯主のみ
伊野町	2,500	1,000	世帯主のみ

須崎市においては、平成17年9月1日に国と同じ制度に見直しています。

(2) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全市町村が制度を設けていますが、7市3町村が、自家用車利用者などに対し国を上回る額を支給するなど国と異なる内容となっています。

（国を上回る額を支給するなど国と異なる市町村……自家用車使用の場合）

高知市・室戸市・土佐市（ ）・須崎市（ ）・中村市・宿毛市・土佐清水市・佐賀町・十和村・西土佐村

（ ）は、通常支給対象とならない2 km未満の職員も支給対象

(3) 夜間勤務手当

正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に勤務した職員に支給される手当で、一定の支給割合を乗じて支給されます。

全市町村に制度がありますが、次の市町村が国と異なる内容となっています。

中村市… 看護師に支給割合75 / 100で支給 （国の支給割合は、25/100）

梶原町… 看護師に一律の額（1時間当たり200円）で支給

(4) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に見合う手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等に勤務期間に応じた割合を乗じて得た額に、その職員の勤務成績に応じた割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

県内では、期末手当は、池川町、吾川村、仁淀村が国の支給月数を下回っていますが、国の支給月数を上回っている団体はありません。

また、ほとんどの市町村で、個々の職員の勤務成績に応じて決められる成績率が勤務成績と関係なく一律に決定されるなど、成績率の幅の適用の運用がされていけませんので、市町村は、一定の期間に成果をあげた職員に対して、高い成績率で支給するなど制度の趣旨に則った運用が求められます。

なお、勤務成績の評定を実施している団体は2市6町（高知市・室戸市・東洋町・本山町・中土佐町・檮原町・佐賀町・大正町）あり、うち勤勉手当の成績率に活用している団体は4町（中土佐町・檮原町・佐賀町・大正町）です。

(5) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、6町村を除く市町村で制度が設けられています。手当の種類は市町村により異なりますが、国にない手当を設けている市町村が9市31町村あります。

国と市町村では職務の内容が異なりますので、単純な比較はできませんが、既に給料などでその職務の特殊性が考慮されているにもかかわらず、更に特殊勤務手当で上積みしているもの（医師の診療手当など）や、その職務の特殊性が認められないと考えられるもの（調理員に対する調理手当など）があります。

手当が制度化されている団体においては、支給の有無にかかわらずその職務の特殊性や制度の趣旨を十分踏まえながら、手当の必要性を再検討し、廃止も含めた見直しが求められています。

（国にない特殊勤務手当の例）

年末年始手当、医師に対する医師手当・研究手当、病院関係者に対する危険手当、保育所勤務手当、給食業務手当、福祉施設関係者に対する勤務手当など

(6) 適正化の状況

通勤手当については、南国市・安田町・窪川町が自家用車使用者などの支給額を国と同じ内容に見直し、高知市が通勤距離2km未満の支給を廃止しています。

特殊勤務手当については、室戸市・宿毛市・土佐清水市・安田町・いの町・中土佐町・三原村の7市町村で手当の廃止や額の見直しを行っています。

(参考)

一部事務組合の職員数の状況(平成17年4月1日現在)

一部事務組合	総職員数			職員区分別			
	平成	平成	増減	一般職員		教育 公務員	臨時 職員
	17年	16年		うち技能 労務職員			
人	人	人	人	人	人	人	
高知県町村職員退職手当組合 1		5	5				
高知県消防補償等組合 1		3	3				
香南地区少年補導センター組合	1	1	0	1			
仁淀地区国民健康保険病院組合 1		184	184				
香美郡衛生組合	7	7	0	7	3		
仁淀川下流衛生事務組合	9	10	1	9	7		
高吾北広域町村事務組合	233	228	5	233	119		
香南斎場組合	3	3	0	3	1		
香美郡老人ホーム組合	79	79	0	79	49		
赤岡町吉川村中学校組合	1	1	0	1			
赤岡町吉川村学校給食センター組合	5	5	0	5	4		
鏡・土佐山2村学校給食組合 1		4	4				
日高村佐川町学校組合	4	4	0	4	3		
高知県競馬組合	18	19	1	18	1		
高知県町村交通災害共済組合 1		2	2				
香南消防組合	41	41	0	41			
香南清掃組合	22	22	0	14	10		8
幡東衛生組合	3	3	0	3	1		
幡多広域市町村圏事務組合	3	3	0	3			
高幡消防組合	124	125	1	124			
高幡西部衛生施設組合	7	7	0	7	4		
幡多中央環境施設組合	3	3	0	3	2		
津野山養護老人ホーム組合	29	29	0	29	19		
高陵特別養護老人ホーム組合	68	68	0	45	28		23
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	100	105	5	100	71		
津野山広域町村事務組合	2	2	0	2	2		
高幡東部清掃組合	16	16	0	16	12		
芸東衛生組合	10	11	1	10			
山田消防組合	55	62	7	55			
仁淀消防組合	71	72	1	71			
幡多中央消防組合	74	74	0	74			
高幡西部特別養護老人ホーム組合	41	42	1	41	28		
仁淀川中央清掃事務組合	2	2	0	2			
幡多西部消防組合	53	53	0	53			
幡西衛生処理組合	2	2	0	2			
嶺北広域行政事務組合	97	106	9	97	9		
安芸広域市町村圏事務組合	1	1	0	1			
高幡広域市町村圏事務組合	1	1	0	1			
仁淀川広域市町村圏事務組合	1	1	0	1			
高知西部環境施設組合	8	8	0	8	4		
高知県高知市病院企業団	695	93	602	695			
高知中央西部焼却処理事務組合	7	7	0	7	4		
高知県市町村総合事務組合 2	11		11	11			
中芸広域連合	44	46	2	44	4		
一部事務組合 計	1,951	1,560	391	1,920	385	0	31

(注) 上記一部事務組合は、専任職員のある組合のみ掲載しています。

1 平成16年度中解散団体 2 平成16年度中設立団体